

昭毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第百十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年三月十七日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆告示 肥料の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 二等陸士等の採用試験の日時及び場所
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
- 選挙管理委員会の招集
- 臨時教育委員会の招集
- ◆選管告示
- ◆教委告示
- ◆公安告示
- 風俗営業等取締法による聴聞会の開催

鳥取県第三四五号

里芋複合肥料

窒素全量  
内アソニニア性窒素  
りん酸全量  
内く溶性りん酸  
加内水溶性りん酸  
溶性加里  
七七四〇〇六七  
〇〇〇〇〇九〇

登録番号

肥料の名称

保証成分量

(パーセント)

生産業者の住所及び氏名

倉吉市越殿町一、四〇八  
倉吉市農業協同組合

組合長理事 機江義博

江義博

3 昭和39年3月17日 火曜日 鳥取県公報 第3513号 (第3種郵便物認可)

鳥取県告示第百十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第一百七一条一項及び第百八十八条の規定に基づき、昭和三十九年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第百十一条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

" 第二六九号	北条水稻丸塊二号複合肥料	一四・〇	八・三	東伯郡北条町弓原三四七の六 下北郡北条町弓原三四七の六 組合長理事同組合根 鈴 信 雄
" 第二七三号	北条水稻複合肥料	六・九	七・九	東伯郡北条町弓原三四七の六 下北郡北条町弓原三四七の六 組合長理事同組合根 鈴 信 雄
" 第二七四号	北条水稻複合肥料	三・〇	五・六	東伯郡北条町弓原三四七の六 下北郡北条町弓原三四七の六 組合長理事同組合根 鈴 信 雄
" 第二七八号	成美水稻複合肥料	九・〇	八・〇	東伯郡北条町弓原三四七の六 下北郡北条町弓原三四七の六 組合長理事同組合根 鈴 信 雄
" 第三二八号	北条水稻複合肥料	九・〇	六・二	東伯郡北条町弓原三四七の六 下北郡北条町弓原三四七の六 組合長理事同組合根 鈴 信 雄

米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐屯部隊

昭和三十九年三月二十五日 午前九時から午後四時まで  
倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉分駐隊

昭和三十九年四月 十日 午前九時から午後四時まで

昭和39年3月17日 火曜日 鳥取県公報 第3513号 (第3種郵便物認可) 2

昭和39年3月17日 火曜日 鳥取県公報 第3513号 (第3種郵便物認可)

鳥取県告示第百十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第二六八号	北条水稻複合肥料	五・八	東伯郡北条町弓原三四七の六 下北郡北条町弓原三四七の六 組合長理事同組合根 鈴 信 雄
	北条水稻複合肥料	七・五	
		一七・〇	
		一七・〇	

" 第三四七号	大栄水稻四号複合肥料	窒素全量 内アソニニア性窒素 水溶性加里 八九二三四六八 八一七二〇四五	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正
---------	------------	--	--

00687

(第3種郵便物)  
(認)

00686 (第3種郵便物)  
(認)

昭和三十九年五月 八日 午前九時から午後四時まで  
鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部  
昭和三十九年五月二十七日 午前九時から午後四時まで  
米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐屯部隊

### 鳥取県告示第一百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第

昭和三十九年三月十七日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名所	在地	法第三十七条第五項の規定による都道府県名	登録年月日
中村医院	米子市上後藤八〇の五	東京都	昭和三十八年十二月 十日
清水歯科医院	鳥取市賀露町灘端一、五〇八の三	全国	三十九年一月二十八日
生田医院	米子市東町四番地	東京都	〃 二月 三日
恩賜財團社会福祉法人済生会 米子診療所	〃 錦町一丁目八	全国	三十八年十二月 二日

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十九年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとお

り招集する。

昭和三十九年三月十七日  
鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日時 昭和三十九年三月二十四日 午後一時

二 場所 鳥取市吉方 久松閣  
三 議題 昭和三十九年度公明選挙常時啓発事業方針について

第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長

一 関係者の本籍、住所及び氏名  
本籍 鳥取市東品治町一二一ノ二番地  
住所 "

市 谷 基 衛

二 聽聞の期日  
昭和三十九年三月二十六日午前十一時から

三 聽聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十一号)

三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第  
一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年三月十七日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引継き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め 250円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日  
 まで鳥取県公報を 部購読したいので購読料金  
 を添えて申し込みます。

昭和

年

月

日

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名)

## 鳥取県知事 石破二朗殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 (定価) 鳥取県  
 一部月額 二五〇円  
 (配印刷) 一  
 (配送料金) 一  
 所 県

(印) (印)

円 日